

保育所等設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課長

市内保育所における台風等による風水害への対応について

日頃から、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、新たな防災気象情報の運用開始に伴い、より迅速かつ的確な対応を図るため、公立保育所における風水害対応が見直されることとなりました。これに伴い、公立保育所の取扱いに準じることを原則としている民間保育所における風水害対応につきましても、本通知及び別紙のとおり、見直しを行います。

つきましては、本通知及び別紙の内容を御確認の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は令和 8 年 7 月 2 4 日から適用することとし、従前の風水害対応に関する通知である「台風等の風水害による避難情報等への対応について（6 川こ保 1 第 1 0 0 6 号）」は、廃止いたします。

1 主な見直し内容

(1) 計画運休時の対応の見直し

計画運休時の臨時休園の判断基準を「各施設が設定する鉄道等の計画運休」から「首都圏において鉄道等の計画運休」が見込まれる場合に変更。

(2) 臨時休園の判断基準の見直し

臨時休園の判断基準を、市が発令する「警戒レベル 4（避難指示）」から、気象庁が発表する「レベル 4 各種警報（レベル 4 土砂災害危険警報等）の見通し」に変更。

(3) 登園自粛の取扱いの見直し

警戒レベル 3（高齢者等避難）が発令された場合においても「原則開所」としていた取扱いを、レベル 3 の各種警報（警戒レベル 3 相当）の発表が見込まれる段階で、「登園自粛」を要請する運用に変更。

(4) 局地的大雨時の対応を明記

2 添付資料

別紙 1 台風等による風水害への対応方針について

別紙 2 風水害対応の運用に関する留意事項について

別紙 3 風水害対応に関する Q & A 及び用語集

別紙 4 風水害報告様式（Excel ファイル）※別途送付

参考 1 公立保育所における台風等による風水害への対応方針

参考 2 防災気象情報の主な見直し内容

参考 3 周知文参考例 ※別途送付

（こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課 給付・指導担当）

T E L 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 6 2

E メール 45hoiku@city.kawasaki.jp

台風等による風水害への対応方針について

民間保育所等における風水害への対応につきましては、「公立保育所における台風等による対応方針」（8川こ運第478号（令和8年7月23日付け）一部改正）に準じるものとします。以下で当該対応方針の内容をお示しします。

1 鉄道の計画運休への対応

（1）鉄道等の計画運休への対応

台風の接近等により、川崎市を含む首都圏において鉄道等の計画運休が実施される場合には、児童等の安全を優先し、**市内全保育所等を臨時休園**とします。

（2）計画運休に伴う臨時休園の実施手順

計画運休時の臨時休園等の対応については、次の手順により実施します。

●計画運休に伴う臨時休園の流れ

	計画運休の可能性 （48時間前）	計画運休の詳細情報 （24時間前）	計画運休の実施 （当日）
市	計画運休への対応通知	臨時休園の決定	終日臨時休園
保育所	保護者へ予告	保護者へ臨時休園周知	

① 計画運休への対応の通知（概ね計画運休開始時刻の48時間前）

川崎市は、鉄道事業者等による計画運休の可能性に関する情報に基づき、臨時休園の可能性があることを各保育所に通知します。

② 保護者への予告（2日前のお迎え時までを目途）

各保育所は、保護者に対して臨時休園の可能性があることを予告します。なお、臨時休園とならない場合においても、台風等により登降園時の危険が想定されることから、当該日の保育所への登園を控えるよう登園自粛の協力を併せて依頼します。

③ 臨時休園の決定（概ね計画運休開始時刻の24時間前）

川崎市は、鉄道事業者等による計画運休に関する詳細な情報に基づき、当該日の計画運休の実施が午前7時から午後8時の時間帯にかかる場合には当該日の臨時休園を決定し、各保育所に臨時休園の決定を通知します。なお、当該日の午後8時までの間に鉄道等の運転が再開された場合であっても、当該日は臨時休園とし、開園はしません。

④ 臨時休園の周知（前日のお迎え時までを目途）

各保育所は、連絡ツール（コドモン）等での周知や保護者への通知により、臨時休園とする旨を確実に周知します。

2 防災気象情報等に基づく対応

風水害時の「レベル」には、レベル3大雨警報等の気象庁が発表する防災気象情報と、市町村が発令する警戒レベル3といった避難情報とに分けられます。両者は相互に関連するものですが、対応にあたっては、主に、あらかじめ見通しが示される防災気象情報に基づくものとします。

(1) 前日の対応

前日に気象庁が発表する防災気象情報「川崎市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）」等に基づき、次のとおり対応します。

明日までの警報等の見通し	保育所等の対応
レベル4大雨危険警報、 レベル4 氾濫危険警報、 暴風警報、暴風雪警報 以上	市内全保育所等を臨時休園
レベル4 土砂災害危険警報 以上	土砂災害警戒区域の園のみ臨時休園
レベル4 高潮危険警報 以上	高潮浸水想定区域の園のみ臨時休園
レベル3大雨警報 レベル3 氾濫警報	市内全保育所等について、臨時休園とはしないものの、送迎時に児童・保護者が被災するリスクを考慮し、 保護者に対し保育所への登園自粛を求める
レベル3 土砂災害警報	土砂災害警戒区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し保育所への登園自粛を求める
レベル3 高潮警報	高潮浸水想定区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し登園自粛を求める

(2) 当日の対応

当日、気象庁が防災気象情報のレベル4以上の危険警報や暴風警報等を発表した場合は、次のとおり対応します。

発表の時期	発表内容	保育所等の対応
午前6時時点 で発表されている場合	レベル4大雨危険警報 レベル4 氾濫危険警報 暴風警報、暴風雪警報 以上	市内全保育所等を臨時休園
	レベル4 土砂災害危険警報 以上	土砂災害警戒区域の園のみ臨時休園
	レベル4 高潮危険警報 以上	高潮浸水想定区域の園のみ臨時休園
	レベル3大雨警報 レベル3 氾濫警報	(注) 前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 全保育所等について、送迎時に児童・保護者が被災するリスクを考慮し、 保護者に対し登園自粛を求める。
	レベル3 土砂災害警報※1	※1 レベル3 土砂災害警報の場合は、土砂災害警戒区域の園のみが対象
	レベル3 高潮警報※2	※2 レベル3 高潮警報の場合は、高潮浸水想定区域の園のみが対象

発表の時期	発表内容	保育所等の対応
開園後 に発表された場合	レベル4 大雨危険警報 レベル4 氾濫危険警報 暴風警報、暴風雪警報 以上	・園児の新たな受入れを停止し、安全に引渡しができるまで預かり中の園児の保育を継続 ・園児を保護者へ引き渡した後、閉園 ※ 臨時休園・閉園後に天候が回復し、防災気象情報等が解除された場合でも、原則として当該日は終日閉園（臨時休園）
	レベル4 土砂災害危険警報 以上	土砂災害警戒区域の園のみ、上記対応
	レベル4 高潮危険警報 以上	高潮浸水想定区域の園のみ、上記対応
	レベル3 大雨警報 レベル3 氾濫警報	(注) 前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 全保育所等について、 保護者に対し、送迎時の安全確保について注意喚起を行う。
	レベル3 土砂災害警報※1	※1 レベル3 土砂災害警報の場合は、土砂災害警戒区域の園のみが対象
	レベル3 高潮警報※2	※2 レベル3 高潮警報の場合は、高潮浸水想定区域の園のみが対象

3 局地的大雨時の対応

開園後にレベル4 大雨危険警報が発表された場合で、短時間で局地的に降る非常に激しい雨（いわゆるゲリラ豪雨）については、事態の推移の予測が困難であり、短時間での対応が求められることから、施設内での垂直避難等により園児の安全確保に努めることとし、原則として閉園（臨時休園）や保護者への引取り依頼は行わないものとします。

風水害対応の運用に関する留意事項について

1 臨時休園、登園自粛要請の実施にあたっての準備等

実際に台風等による風水害が発生する前に、円滑な対応ができるよう、次の内容について準備を行うとともに、対応方針を保護者に周知します。

(1) 保育所の立地の確認

保育所がどのような立地にあるかをハザードマップにより確認し、土砂災害や内水氾濫等、想定される風水害のリスクを把握します。

(2) 防災気象情報の収集方法等の確認

風水害の数日前から当日にかけての気象情報等について、情報収集手段を確認し、複数の職員で共有します。

(3) 保護者の対応可能性・勤務先等からの所要時間の把握

保護者への事前調査により、登園自粛要請等に必要となる情報を把握します。

- ・ 登園自粛要請に対する保護者の対応可能性（仕事の性質等）
- ・ 勤務先から保育所まで及び保育所から自宅までのお迎え・帰宅に要する時間
 - ※ 夕方の時間帯にレベル4の警報発表が見込まれ、お迎え要請を実施する場合に備えるため

(4) 登園自粛要請後の保育体制

自宅での保育ができず登園する児童がいる場合を想定し、保育士等の配置や保育体制をあらかじめ検討します。

- ・ 子どもが保育所等を利用している保育士等、配慮を要する職員の把握

(5) 保護者向け周知

市の対応方針を参考に、各施設における風水害対応方針について、以下の内容を盛り込んだ保護者向け説明資料を作成し、周知します。

- ① 臨時休園を実施する場合
- ② 登園自粛要請を行う場合
- ③ ①及び②の連絡方法・タイミング
- ④ 風水害当日の対応等

※ 保護者への説明・周知方法は、対面説明や資料送付等、各施設の判断により実施するものとします。なお、新たに入園予定の児童の保護者に対しては、重要事項説明とあわせて事前に説明することを推奨します。

2 「防災気象情報等に基づく対応」における臨時休園・登園自粛要請実施フロー

風水害の発生予報から当日までの臨時休園又は登園自粛要請は、次の手順により実施します。

(計画運休時の実施手順は、別紙1の1(2)を参照してください。)

前々日		○ 保護者への情報提供（任意） 台風の接近等が予想される場合は、当該予想日の前々日までに、今後の推移によっては臨時休園又は登園自粛要請を実施する可能性がある旨を保護者へ必要に応じて案内します。 ※ 保護者が職場における対応準備を進めやすいように行う連絡であり、当該連絡については、必要性に応じて御検討ください。なお、所管課から各施設へ、前々日に、気象情報等を発信する予定はございません。
前日		○ 保護者への周知・要請 台風の接近等により、レベル4警報等（※）またはレベル3警報の発表が予想される場合は、前日に保護者へ気象情報を提供するとともに、臨時休園の周知又は登園自粛要請を行います。 ※ 所管課から各施設へ、前日の午後4時頃までに情報を提供する予定です。 ※ レベル4警報「等」は、暴風警報、暴風雪警報を含む。 レベル4警報等の見通し ① 所管課から各施設へ、レベル4警報等の見通し及び「臨時休園」を周知 ② 各施設は、保護者に防災気象情報等とともに「臨時休園」となる旨を周知 ③ 各施設は、翌日の大雨等の情報に基づき、土嚢の設置など施設の防災対策を実施 レベル3警報の見通し ① 所管課から各施設へ、レベル3警報の見通し及び「登園自粛」を周知 ② 各施設は、保護者へ防災気象情報等とともに「登園自粛」を要請 ③ 以下について確認し、当日の保育体制等を検討・準備 ・保育を必要とする児童数 ・翌日の保育体制等に必要な準備
当日	開園前	○ 臨時休園 ○ 午前6時時点の気象情報を確認 レベル3警報が発表された場合 ・保護者に登園自粛を要請 レベル4警報等が発表された場合 ・保護者へ臨時休園を周知
	開園後	○ 臨時休園 ○ レベル4警報等が発表された場合 ・預り中の園児の保育を継続（安全に引渡しできるまで） ※ 当日の夕方以降に「レベル4警報等」への移行が見込まれる場合は、お迎え要請を実施（所管課から各施設に連絡）

すべての保護者に
連絡がつき児童の
登園予定がない場合

※ 風水害の対応に伴い土曜日に閉所した場合の取扱いについては、別紙3(Q&A)のNo.10を御確認ください。

3 所管課への連絡について

臨時休園又は登園自粛要請を実施した場合は、次のとおり所管課へ連絡をお願いいたします。

- ① 臨時休園を実施する場合 ⇒ 臨時休園日当日まで
- ② 登園自粛要請を行った場合 ⇒ 風水害日の翌営業日まで
- ③ 風水害による被害が生じた場合 ⇒ 風水害日の翌々営業日まで

※ 上記を「別紙4 風水害報告様式」に入力のうえ、e-KAWASAKI より御提出ください。

☞ [風水害報告の提出【認可保育所】](#)

4 防災情報の収集について

(1) 防災マップ・ハザードマップ

川崎市の土砂災害、洪水、内水等に関する「防災マップ・ハザードマップ」は次のリンクから確認できます。

☞ [川崎市：防災マップ・ハザードマップ](#)

(2) 防災気象情報の収集

各種気象情報等の収集に活用できるサイトは次のとおりです。

① 横浜地方気象台（※）ホームページ

川崎市・横浜市の神奈川県東部の防災気象情報や天気予報を確認することができます。

☞ [横浜地方気象台](#)（神奈川県を所管する気象庁の地方機関）

※ 時系列情報（明日までの警報等の見通し）（上記HPより検索）

気象庁が発表する翌日までの警報のレベルを次の色分けにより確認することができます。

- ・  黄（警戒レベル2相当）：注意
- ・  赤（警戒レベル3相当）：危険（避難の準備）
- ・  紫（警戒レベル4相当）：非常に危険（危険な場所から全員避難）
- ・  黒（警戒レベル5相当）：災害切迫（命の危険、直ちに身の安全を確保）

② 川崎市防災ポータルサイト

各種防災情報や川崎市が発令する警戒レベル（避難情報）を確認できます。

☞ [川崎市防災ポータルサイト](#)

③ キキクル

キキクルは、大雨や洪水による災害の危険性がどこで高まっているかを、地図上でリアルタイム（10分ごとに更新）に確認できる気象庁のサービスです。活用にあたり一般的な気象予報と異なり、予測可能な範囲は、数時間先までとなっている点に注意する必要があります。

現在、次の4つの災害別リスク情報が提供されています。

- ・ 土砂キキクル：大雨による土砂災害の危険度、最大6時間先を予測
- ・ 浸水キキクル：短時間の大雨による道路冠水や浸水害の危険度、最大1時間先を予測
- ・ 洪水キキクル：中小河川や大きな川の洪水（増水）の危険度、最大3時間先を予測
- ・ 大雨キキクル：浸水キキクルや洪水キキクルを重ねて危険度を大雨キキクルとして表示、予測時間はいずれかの危険度かによる

キキクルでは、現在の危険度を時系列情報と同じ色分けにより表示します。

キキクルの詳細、災害別キキクルは、次の気象庁HPを参照してください。

☞ [キキクル | 気象庁](#)

風水害対応に関する Q & A

No	質問	回答
1	従来の対応と今回の見直しで何が変わるのか。	主な変更点は次の3点です。 ① 臨時休園等の判断基準を、川崎市が発令する避難情報に関する「警戒レベル」から、気象庁が発表する防災気象情報の「警戒」へ変更します。 ② 従来、警戒レベル3では原則開園としていましたが、台風接近が予想される前日にレベル3の警戒が見込まれる場合は、登園自粛要請を行います。 ③ 台風接近当日の取扱いを見直します。開所後にレベル4警戒が発表された場合でも、画一的に臨時休園とするのではなく、状況に応じて保育を継続する対応も想定することとします。 なお、上記3点以外に計画運休時の臨時休園の判断基準について、「各施設が設定する鉄道等の計画運休」から「首都圏で鉄道等の計画運休」が見込まれる場合に見直しております。
2	なぜ見直しを行うのか。	令和8年5月29日に気象情報の見直しが行われ、警戒レベル3に相当するレベル3 <u>土砂災害警戒</u>の発表基準が変更されました。今後、レベル3土砂災害警戒の発表頻度が減少し、発表された場合はレベル4へ移行する可能性が高まると想定されています。気象庁からは、具体的な言及はありませんが、レベル3大雨警戒の発表頻度やレベル3からレベル4への移行に影響すること考えられます。本見直しは、これらの変更等を踏まえたものです。
3	レベル3の警戒の発表で休園ではなく、登園自粛要請とするのはなぜか。	保育所は、保護者が就労等の事由に保育を必要とする場合に、保育を提供する社会福祉施設です。勤務先や業種によっては、急な休暇取得が困難な場合も考えられます。登園自粛を基本としつつも、どうしても休めない事情を抱える保護者については、必要な保育が提供されるよう、御配慮をお願いします。
4	他都市では、レベル3で休園とするところもある。なぜ川崎市は同様の対応をしないのか。	休園の判断基準は、各自治体の考えや地理的特徴等に応じて運用されています。神奈川県内の自治体についても、休園の判断基準を警戒レベル3とするとところと、警戒レベル4とするとところに大きく分かれています。本市においては、休園の判断基準を警戒レベルから気象庁が発表する警戒の見通しを基に判断する運用へ見直しましたが、No.3における回答のとおり、レベル3の警戒の見通しをもって、一律休園とする取扱いはいたしません。
5	内閣府の防災ガイドラインでは、警戒レベル3の対象である「高齢者等」に「乳幼児連れの人」が含まれるとされている。これを根拠に休園としないのはなぜか。	御指摘のとおり、令和8年3月に改訂された「避難情報に関するガイドライン」では「高齢者等」の定義に「乳幼児連れの人」が加えられています。一方で、従前の同ガイドラインでは、「警戒レベル3 高齢者等避難は、発令頻度が高く空振りになりやすい」「警戒レベル3 高齢者等避難が発令される度に施設利用者全員が避難することが必ずしも望ましくない」とされており、これらの考え方は今回の改訂においても踏襲されています。 今後、警戒レベル3に相当する大雨警戒等の発表頻度や、警戒レベル4への移行状況を注視する必要があると思いますが、No.3で回答した理由から、本市では一律臨時休園とする取扱いはいないこととしております。
6	臨時休園となった場合、職員は出勤する必要があるか。	臨時休園の際は、災害時保育と同様に、可能な範囲で職員が出勤し、平常時には対応が難しい業務に従事することが考えられますが、具体的な運用については、各法人・各施設の判断により対応して差し支えありません。
7	台風接近当日に、保護者が早めに引き取りに来られた等の事情により、在園する園児がいなくなった場合、臨時休園としてよいか。	臨時休園として差し支えありません。なお、臨時休園後の運用については、No.6の回答を参照してください。

No	質問	回答
8	保護者に登園自粛要請を行った結果、すべての保護者が自宅で保育をすることになった場合は、臨時休園としてよいのか。	登園する児童が0人となるため、臨時休園として差し支えありません。なお、臨時休園後の運用については、No.6の回答を参照してください。
9	台風等により臨時休園となった場合、給付費の減算はあるのか。また、職員の給与について、どのように取り扱えばよいのか。	臨時休園は、自然災害から児童等の安全確保を図るため行われるものであるため、給付費の減算はありません。そのため、職員の給与についても通常どおり支払われるべきものと考えます。
10	レベル3大雨警報に基づき、登園自粛を行った結果、土曜保育の児童すべてが自宅保育となったため休園した。この場合、土曜閉所減算の適用はどうか。	登園自粛は、自然災害から児童等を守るため行われるものです。そのため、市の方針に則り登園自粛要請を行い、土曜保育の利用児童の保護者がすべて登園自粛に応じた結果、臨時休園とした場合については、土曜閉所減算は適用しないものとします。また、当初から利用児童がおらず、閉園を予定した場合も同様の取扱いとします。
11	気象予報等はどのような情報源から収集すべきか。	別紙2の項番4を参照してください。
12	警報レベルの見通しに基づく、臨時休園、登園自粛等の連絡は、前日の何時ごろに発信されるのか。	気象庁の予報（時系列情報）は5時、11時、17時、23時に発表されます。また、神奈川県を所管する気象庁横浜地方気象台による説明は概ね14時から行われます。本市では、これらの情報等を踏まえ、市内における警報等の見通しについて検討します。そのため、正確性のある情報の提供に一定の時間を要することを御理解ください。こうした事情を踏まえつつ、保護者への連絡や施設における準備等の事情を考慮し、台風接近日の前日16時頃までに風水害対応について連絡する予定です。
13	臨時休園、登園自粛の要請については、もっと早く連絡してもらえないのか。	時間帯別の警報等の見通しを扱う「時系列情報」は翌日の災害気象情報を対象としています。臨時休園や登園自粛要請の判断には、そのもとになる防災気象情報に一定の精度が求められるため、原則として前日の連絡となります。
14	今回、暴風警報やレベル4 高潮危険警報といった暴風や高潮に関する警報が追加されている。これにより休園の頻度が増えるということか。	気象庁が発表する各種の防災気象情報と休園等の対応との関係を分かりやすくお示しするため、今回、暴風や高潮に関する警報を追加しました。なお、暴風警報やレベル4 高潮危険警報は、主に大型の台風の接近・通過に伴い、レベル4 大雨警報等とともに発表される場合が多いため、これらを追加したことにより、休園の頻度が増加することは想定しておりません。

災害情報に関する用語について

No	用語	説明
1	警報と警戒レベルについて	警報（レベル4 氾濫危険警報等）は、気象庁の発表する防災気象情報です。一方、警戒レベルは、気象庁の発表する防災気象情報等に基づき、各市町村が域内に発令する避難情報です。なお、気象庁が発表する警報等には、市町村の避難情報との対応が分かるよう、警戒レベルに対応した表記が付されます。 ※例：レベル4 大雨危険警報（警戒レベル4 相当）
2	レベル3 各種警報について	気象庁が発表する防災気象情報のうち、高齢者等が危険な場所から避難する目安となる警戒レベル3に相当する情報です。災害が想定される区域では、自治体から発令される「高齢者等避難」に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせたり、「キキクル」や河川の水位情報等を活用して避難の準備を進めたりするなど、自ら避難の判断を行います。
3	レベル4 各種危険警報について	気象庁が発表する防災気象情報のうち、危険な場所からの避難が必要となる警戒レベル4に相当する情報です。災害が想定される区域では、自治体から発令される「避難指示」に留意するとともに、避難指示が発令されていない場合でも、「キキクル」や河川の水位情報等を活用し、自ら避難の判断を行う必要があります。
4	レベル5 各種特別警報について	気象庁が発表する防災気象情報のうち、災害が発生している、又は切迫している状況を示す警戒レベル5に相当する情報です。既に災害が発生している可能性が極めて高く、命に危険が及ぶおそれがあるため、直ちに身の安全を確保する必要があります。
5	洪水予報河川	流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を指します。洪水による被害を防ぐために、あらかじめ国や都道府県が指定し、水位や流量の情報に基づいて洪水の予報を行います。川崎市内では、多摩川と鶴見川が該当します。
6	水位周知河川	洪水予報河川以外で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがある河川を指します。川崎市内では、平瀬川、二ヶ領本川、三沢川、五反田川、平瀬川支川、鶴見川（一部）、矢上川、真光寺川、有間川、麻生川が該当します。
7	内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれる現象です。内水氾濫は、主に以下の2つのタイプがあります。 ①一時的に大量の降雨が生じた場合などに、下水道等の排水施設で雨水を排水できずに宅地や道路、農地などにあふれる状態。 ②水路や支川などが合流する先の河川の水位が上昇したことにより、支川から合流先の河川に水が流下できなくなることにより、支川などから水があふれる状態。
8	土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域のことです。なお、土砂災害警戒区域は警戒レベル4（避難指示）の発令単位です。 自治体が公表するハザードマップで、建物周辺や避難経路が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の中にあるか、あらかじめ確認する必要があります。

参考：気象庁HP、国土交通省HP

公立保育所における台風等による風水害への対応方針

趣旨・目的

台風等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、**児童及び保護者等の生命と身体の安全を守ることを最優先に保育所の運営を行う必要がある**ことから、台風等による風水害発生時において迅速かつ適切に判断することができるよう、公立保育所としての対応を次のとおり定めるものとする。

1 基本的な考え方

台風等により市内に風水害の発生が予想される場合については、児童や保護者の生命と身体の安全を守ることを前提とし、次の基本的な考え方に基づき臨機応変に対応する。

基本的な考え方

- ① 台風等による風水害への対応を明確化し、保護者に対して**あらかじめ周知して理解を得る**。
- ② 災害発生の危険が高まり、児童・保護者の安全確保が必要とされる状況では、**計画運休や防災気象情報等の内容に応じて、登園自粛依頼や休園の判断等適切な対応を図る**。
- ③ **送迎時の児童・保護者の安全に十分に配慮して各保育園での予告や決定等を迅速に行い、その内容を確実に保護者へ伝える**。

2 具体的な対応

（１）平常時からの周知

風水害の発生が予想される場合における保育所の対応については、平常時から保護者に周知して理解を得る必要があることから、保育所等利用案内への掲載や入園説明会での説明、園舎内への掲示等により、平常時から保護者に対して本対応方針の周知を行い、保護者の理解を求めていく。また、併せて、**浸水や土砂災害等の施設固有の災害リスク（以下、「災害リスク」という。）について保護者に丁寧に説明する**。

（２）台風等による風水害への対応

① 鉄道等の計画運休

台風の接近等により、本市を含む首都圏において鉄道等の**計画運休が実施される場合には、児童等の安全を優先し、全公立保育所を臨時休園とする**。

※ 計画運休

鉄道などの公共交通機関が、台風などの悪天候で運行への影響が予測される場合に、利用者の安全確保等のため、事前に予告したうえで運行をとりやめること。

- ・平成 26 年 8 月に台風 11 号で鉄道網がまひしたことなどを教訓とし、J R 西日本が同年 10 月の台風 19 号接近の際に初めて大規模に実施した。
- ・首都圏では平成 30 年の台風 24 号接近時に初めて計画運休が実施され、令和元年の台風 15 号、19 号時と合わせて過去 3 回実施された。

※ 計画運休・運転再開時における情報提供タイムラインのモデルケース

国土交省は、平成 30 年 9 月に台風の影響で、首都圏など J R や私鉄が広範囲で計画運休を実施したことを踏まえ、鉄道会社とともに今後の在り方を検討し、令和元年 7 月に、情報提供の内容及振替輸送のあり方等と併せて、計画運休開始時刻から概ね 4 8 時間前の「計画運休の可能性を情報提供」、概ね 2 4 時間前の「計画運休の詳細な情報提供」などを示した情報提供タイムラインのモデルケースを提示した。

なお、計画運休への対応については、令和元年 7 月に国土交通省が作成した「計画運休・運転再開時における情報提供タイムラインのモデルケース」に基づき実施するものとする。

ア 計画運休への対応の通知（概ね計画運休開始時刻の 48 時間前）

保育・子育て推進部は、鉄道事業者等による計画運休の可能性に関する情報に基づき、臨時休園の可能性のあることを各保育所に通知する。

イ 保護者への予告（2 日前のお迎え時までを目途）

各保育所は、保護者に対して臨時休園の可能性のあることを予告する。なお、臨時休園とならない場合においても、台風等により登降園時の危険が想定されることから、当該日の保育所への登園を控えるよう登園自粛の協力を併せて依頼する。

ウ 臨時休園の決定（概ね計画運休開始時刻の 24 時間前）

保育・子育て推進部は、鉄道事業者等による計画運休に関する詳細な情報に基づき、当該日の計画運休の実施が午前 7 時から午後 8 時にかかる場合には当該日の臨時休園を決定し、各保育所に臨時休園の決定を通知する。なお、当該日の午後 8 時までの間に鉄道等の運転が再開された場合であっても、当該日は臨時休園とし、開園はしない。

エ 臨時休園の周知（前日のお迎え時までを目途）

保育・子育て推進部は、連絡ツール（コドモン）等を活用し、臨時休園とする旨を保護者に確実に周知する。

● 計画運休に伴う臨時休園の流れ

	計画運休の可能性 (4 8 時間前)	計画運休の詳細情報 (2 4 時間前)	計画運休の実施 (当日)
市	計画運休への対応通知	臨時休園の決定	
保育所	保護者へ予告	保護者へ臨時休園周知	終日臨時休園

②防災気象情報等発表

保育所においては、災害リスクに応じて、具体的な避難確保計画をそれぞれ定めている。開所時間中は、保育所は、保育・子育て推進部・各区保育・子育て総合支援センター（又は保育総合支援担当）と連絡・調整しながら、**その警戒レベルに応じて避難確保計画で定める必要な対応や行動**をとり、児童と職員の安全を確保しながら保育を継続する。天候を踏まえて、安全に保護者への引き渡しを行う。

（前日の対応）

気象庁が発表する「川崎市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）」に基づき、次のとおり対応する。

明日までの警報等の見通し	公立保育所の対応
レベル4大雨危険警報、 レベル4氾濫危険警報、 暴風警報、暴風雪警報 以上	全公立保育所を臨時休園
レベル4土砂災害危険警報 以上	土砂災害警戒区域の園のみ臨時休園
レベル4高潮危険警報 以上	高潮浸水想定区域の園のみ臨時休園
レベル3大雨警報 レベル3氾濫警報	全公立保育所について、臨時休園とはしないが、送迎時に児童・保護者が罹災するリスクを考慮し、 保護者に対し登園自粛を求める
レベル3土砂災害警報	土砂災害警戒区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し登園自粛を求める
レベル3高潮警報	高潮浸水想定区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し登園自粛を求める

（当日の対応）

気象庁が防災気象情報を発表した場合は、次のとおり対応する。

発表の時期	発表内容	公立保育所等の対応
午前6時時点で発表されている時	レベル4大雨危険警報 レベル4氾濫危険警報 暴風警報、暴風雪警報 以上	全保育所等を臨時休園
	レベル4土砂災害危険警報 以上	土砂災害警戒区域の園のみ臨時休園
	レベル4高潮危険警報 以上	高潮浸水想定区域の園のみ臨時休園
	レベル3大雨警報 レベル3氾濫警報	※前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 全保育所等について、送迎時に児童・保護者が罹災するリスクを考慮し、 保護者に対し登園自粛を求める。

	レベル3 土砂災害警報	※前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 土砂災害警戒区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し登園自粛を求める。
	レベル3 高潮警報	※前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 高潮浸水想定区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し登園自粛を求める。
開園後に発表された時	レベル4 大雨危険警報 レベル4 氾濫危険警報 暴風警報、暴風雪警報 以上	・園児の新たな受入れを停止し、預かり中の園児の保育を継続（安全に引渡しできるまで） ・園児を保護者へ引き渡した後、閉園 ※臨時休園・閉園後に天候が回復し、防災気象情報等が解除された場合でも、原則として当該日は終日閉園（臨時休園）
	レベル4 土砂災害危険警報 以上	土砂災害警戒区域の園のみ、上記対応
	レベル4 高潮危険警報 以上	高潮浸水想定区域の園のみ、上記対応
	レベル3 大雨警報 レベル3 氾濫警報	※前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 全保育所等について、 保護者に対し、送迎時の安全確保について注意喚起を行う。
	レベル3 土砂災害警報	※前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 土砂災害警戒区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し送迎時の安全確保について注意喚起を行う。
	レベル3 高潮警報	※前日に自粛要請を行わなかった時に限る。 高潮浸水想定区域の園のみ、上記と同様に 保護者に対し送迎時の安全確保について注意喚起を行う。

※ 開園後にレベル4 大雨危険警報が発表された場合で、短時間で局地的に降る非常に激しい雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合は、事態の推移の予測が困難であり、短時間での対応が求められることから、施設内の垂直避難等により園児の安全確保に努めることとし、原則として閉園（臨時休園）は行わない。

その他

（１）本対応方針は、今後の風水害の状況や計画運休の動向等を注視し、**随時修正・更新していくものとする。**

- (2) 公立保育所においては、**本対応方針・避難確保計画について職員間での周知徹底**を図り、迅速かつ適切な対応ができるよう台風等への備えを整えていく。
- (3) **民間保育所等へも本対応方針を周知**するとともに、台風等の発生時においても公立保育所と同様に情報提供を行う。

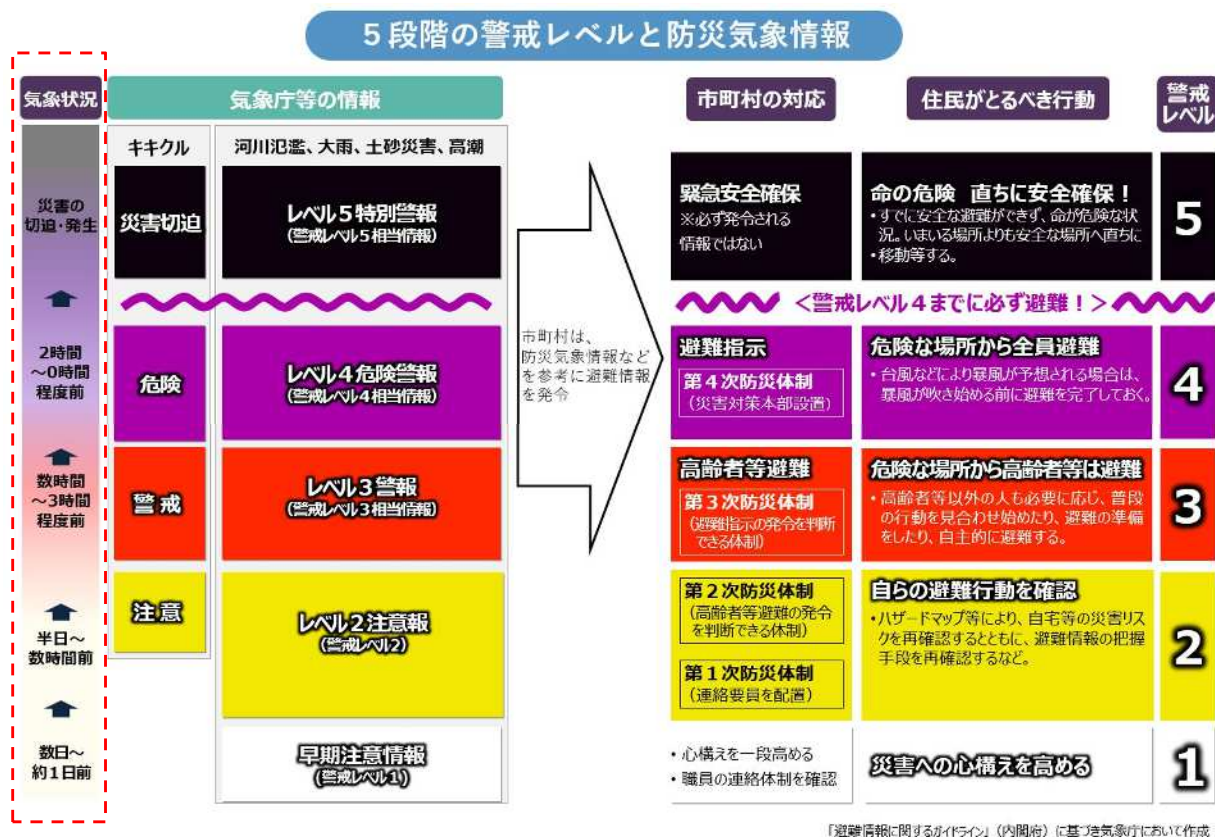
防災気象情報の主な見直し内容

気象庁が発表							避難情報 (市の発令する警戒レベル)
変更前	河川氾濫			大雨	土砂災害	高潮	
	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外	内水氾濫/低地の浸水			
警戒レベル5相当	氾濫発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報	緊急安全確保 (警戒レベル5)
警戒レベル4相当	氾濫危険情報	氾濫危険情報	-	-	土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	避難指示 (警戒レベル4)
警戒レベル3相当	氾濫警戒情報	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (浸水害)	大雨警報 (土砂災害)	高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高いもの)	高齢者等避難 (警戒レベル3)
警戒レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報 (浸水害)	大雨注意報 (土砂災害)	高潮注意報	
警戒レベル1	早期注意情報						

気象庁が発表							避難情報 (市の発令する警戒レベル)
変更後	河川氾濫			大雨	土砂災害	高潮	
	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外	内水氾濫/低地の浸水			
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報 レベル5 氾濫発生情報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報 レベル5 高潮氾濫発生情報	緊急安全確保 (警戒レベル5)
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報 レベル4 氾濫危険情報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	避難指示 (警戒レベル4)
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報 レベル3 氾濫警戒情報	レベル3 大雨警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	高齢者等避難 (警戒レベル3)
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報 レベル2 氾濫注意情報	レベル2 大雨注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	
警戒レベル1	早期注意情報						

- 1 気象庁が発表する防災気象情報にレベル番号を付すことで、警戒レベルとの対応関係が明確になりました。
例:【変更前】氾濫危険情報 ⇒ 【変更後】レベル4氾濫危険警報またはレベル4氾濫危険情報
- 2 従来、大雨警報は3段階のみで運用されていましたが、新たに内水氾濫等の浸水害に関する「レベル4大雨危険警報」が新設されました。
- 3 レベル3土砂災害警報は、レベル4土砂災害危険警報の発表が見込まれる場合に発表する基準へと見直されました。これにより、従来大雨警報(土砂災害)と比較して、警戒レベル4相当に至らない情報の発表が大幅に削減される見込みです。

◎ 防災気象情報の発表と見通しについて



【防災気象情報の発表タイミング】上記のとおり、気象庁から実際に発表される防災気象情報は、レベル3警報の場合で災害発生前の「数時間～3時間程度前」、レベル4警報の場合で「2時間～0時間程度前」とされています。

【時系列情報は1日前に発表】一方、下記の「時系列情報」については、翌日までの警報等の見通しが発表されます。休園等の判断にあたっては、この時系列情報を活用します。（時系列情報は、概ね5時、11時、17時、23時に発表されます。）

全国 神奈川県 川崎市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）

要素： 全て 大雨・土砂災害・高潮 その他 警戒レベル： 全て 注意警戒以上

川崎市の時系列情報（明日までの警報等の見通し）																
2026年06月26日05時26分発表																
川崎市	地域	26日						27日						28日	備考・関連する現象	
		06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18			18-21
1時間最大雨量 (mm)			15	0	3	3	15	10	30	50	50	30	50	50	5	
2 4時間最大雨量 (mm)		50														
								150								
大雨																
土砂災害																
強風 (m/s)	陸上		10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	10 △	12 ▽	12 ▽	
	海上		12 ▽	12 ▽	12 ▽	12 ▽	10 ▽	10 △	10 △	12 △	12 △	12 △	12 △	15 ▽	15 ▽	
6時間最大降雪量 (cm)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 4時間最大降雪量 (cm)		0														
								0								
雪																
波浪 (m)			1	1	1	1	1	1	1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
高潮	潮位 (m)		0.0	0.4	0.5	0.3	0.4	0.6	0.5	-0.1	0.0					
雷																竜巻、ひょう

災害切迫	特別警報級の現象発生の可能性がある時間帯
危険	危険警報級の現象発生の可能性がある時間帯 (土砂災害、高潮については、危険警報発表の可能性がある時間帯)
警戒	警報級の現象発生の可能性がある時間帯 (土砂災害、高潮については、警報発表の可能性がある時間帯)
注意	注意報級の現象発生の可能性がある時間帯 (高潮については、注意報発表の可能性がある時間帯)
	上記のいずれでもない気象状況の場合
	時間経過により過去のものになった場合、または、参照する値が存在しない場合 (高潮については、5～10時台の発表では翌日12時以降、11～16時台の発表では翌日18時以降の時間帯を含む)